

(審議会の設置及び任務)

第15条 教育委員会に生駒市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ審議、答申を行うとともに、文化財に関して意見を具申することができる。

(組織)

第16条 審議会は、7人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、文化財に関し高い識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第17条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任を妨げない。

(会長等)

第18条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第19条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決する。